

# 春日井市民会館の時間区分間における楽屋及び附属設備使用料の計上方法の変更(お知らせ)

平成20年11月11日  
(財)かすがい市民文化財団

平成20年11月11日より、次のとおり春日井市民会館の時間区分間における楽屋及び附属設備使用料の計上方法を変更しますので、お知らせいたします。

## 1 用語説明

### (1) 時間区分

「午前」とは午前8時30分から正午まで、「午後」とは午後1時から午後4時30分まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までをいいます。



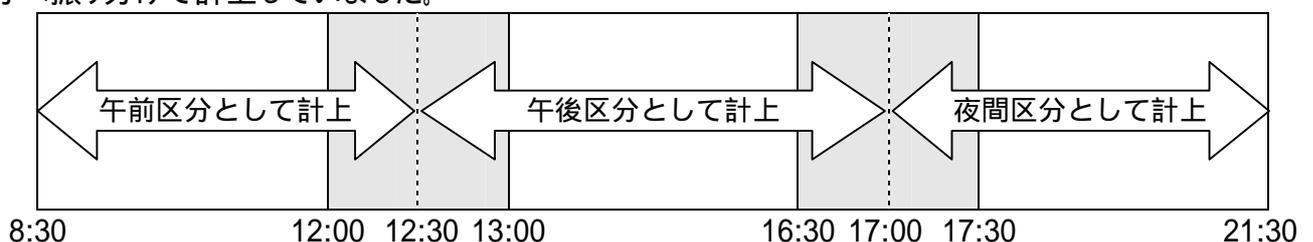
### (2) 時間区分間

時間区分と時間区分の間を「時間区分間」といいます。



## 2 変更前

時間区分間における楽屋及び附属設備使用料は、12時30分と17時00分を境に、前後の時間区分へ振り分けて計上していました。



## 3 変更後

主たる利用時間が被っている何れかの時間区分に計上します。ただし、時間区分間内のみで利用があった場合、直前の時間区分で計上します。(午後区分より午前区分、夜間区分より午後区分の使用料のほうが安いため、直後ではなく直前の時間区分で計上します。)

